

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を開始します。

補助の概要

塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀（道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの）

補助額

①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】

撤去に要する費用と面積1m²あたり8,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

②ブロック塀等の改善【限度額10万円】

ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

①+②【最大20万円】

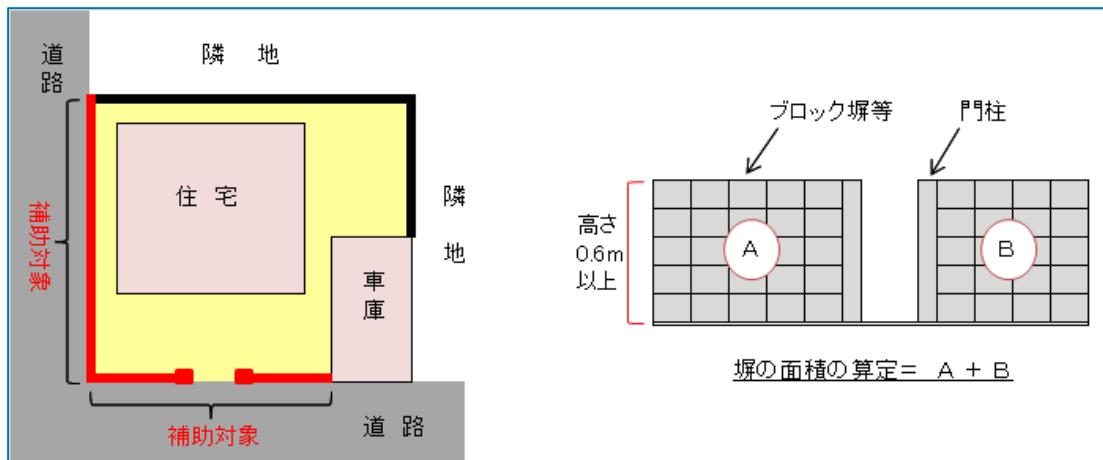
対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方 等

申請期間等

令和2年12月25日までに申請し、令和3年1月29日までに工事が完了すること

【補助対象となる例】



あなたの家の塀は
大丈夫ですか？

お問い合わせ先
日高町役場 総務政策課
TEL 63-2051

■補助事業の手続きの流れ

① 事前相談

撤去・改善前にお電話または役場窓口へご相談ください。

② 事前現地調査

ブロック塀等について現地調査に伺います。

(調査の際には立会をお願いいたします)



③ 申請書の提出

次の添付書類を揃えて提出してください

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 敷地の位置図
3. 施工業者の見積書の写し（対象部分の撤去・改善費の内訳がわかるもの）
4. 現況写真（対象となるブロック塀等の状況が分かるもの）
5. その他町長が必要と認める書類

④ 交付決定

補助金の交付が決定したことを申請者あてに町より通知します。

決定通知書が届いてから施工業者と契約をしてください。

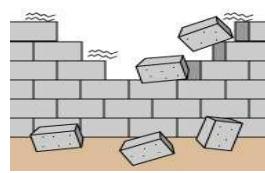
⑤ 工事の実施

交付決定後、変更の必要が生じた場合は、変更申請書類を提出してください。

⑥ 実績報告書の提出

工事が終了したら、速やかに実績報告書類を提出してください。

1. 実績報告書（様式第5号）
2. 位置図
3. 写真（施工前・施工中・完了後の確認ができるもの）
※フェンス・生垣等に改善した場合、その寸法の分かるもの
4. 領収書等の写し
5. その他町長が必要と認めた書類



危険なブロック塀は
早めに撤去しましょう

⑦ 審査

現地確認を行います。

⑧ 額の確定通知

補助金額の確定を申請者あてに通知します。

⑨ 交付請求書の提出

補助金振込先口座を記入し提出してください（様式第7号）

⑩ 補助金の支払

お問い合わせ先
日高町役場 総務政策課
TEL 63-2051